

つくばみらい市告示第96号

つくばみらい市高齢者の予防接種実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月12日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市高齢者の予防接種実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市高齢者の予防接種実施要綱（令和6年つくばみらい市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「毎年度10月1日から翌年1月31日まで」を「次の各号に掲げる期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） インフルエンザ 毎年度10月1日から翌年1月31日まで
- （2） 新型コロナウイルス感染症 毎年度10月1日から翌年3月31日まで

第10条第1項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

別表新型コロナウイルス感染症の項中「2,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。